

1 計画規模

- ・ 通常収支分については、総額9兆2,184億円（前年度比2,797億円、2.9%減）を計上。
- ・ 東日本大震災分については、復旧・復興事業として総額7億円を計上。その全額について公的資金を確保。
- ・ 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、9兆2,191億円（前年度比2,803億円、3.0%減）
うち普通会計分：6兆3,105億円（前年度比5,067億円、7.4%減）
公営企業会計等分：2兆9,086億円（前年度比2,264億円、8.4%増）

2 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債4,544億円（前年度比5,402億円、54.3%減）を計上。

3 こども・子育て支援事業の創設

地方公共団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、こども・子育て支援事業（仮称）を創設することとし、450億円を計上。

4 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充（消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備、連携・協力による訓練施設の整備等）することとし、5,000億円（前年度同額）を計上。

5 緊急自然災害防止対策事業の推進

地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、4,000億円（前年度同額）を計上。

6 緊急浚渫推進事業の推進

地方公共団体が、緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、1,100億円（前年度同額）を計上。

7 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業を、4,320億円（前年度同額）計上。

8 脱炭素化推進事業の推進

地方公共団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業において、対象事業を拡充（第三セクター等が行う地域内消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に対する補助）することとし、900億円（前年度同額）を計上。

9 過疎対策事業の推進

資材価格等の高騰による建設事業費の上昇等を踏まえ、過疎地域の持続的発展に関する施策に取り組んでいけるよう、5,700億円（前年度比300億円、5.6%増）を計上。

令和6年度地方債計画
(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	令和6年度 計画額(A)	令和5年度 計画額(B)	差 引(A)-(B)	増 減率 (C)/(B)×100
一 一般会社事業債				
1 公共住宅建設事業	15,794	15,889	△	0.6
2 公害復旧事業	1,082	1,089	△	0.6
3 災害福祉施設等整備事業	1,119	1,126	△	0.6
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	4,108	705	17.2
(1) 学校施設等設置等	2,119	1,682	437	26.0
(2) 社会福祉施設等設置	365	367	2	0.5
(3) 一般廃棄物処理等	1,254	981	273	27.8
(4) 一般補助施設等	538	541	3	0.6
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	26,845	27,387	△	2.0
(1) 一般事業	2,493	2,485	8	0.3
(2) 地域活性化策	690	690	0	0.0
(3) 防災対策等	871	871	0	0.0
(4) 地方道路特例	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧道併設	3,800	4,800	△	20.8
(6) 緊急防災等減災管理	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正対策	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急炭素削減推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども子育て支援	450	-	450	皆増
6 辺り及び過疎対策	6,270	5,940	330	5.6
(1) 辺り対策	570	540	30	5.6
(2) 過疎対策	5,700	5,400	300	5.6
7 公共用地先取得等事業	345	345	0	0.0
8 行共用地先取得等事業	700	700	0	0.0
9 行共用地先取得等事業	100	100	0	0.0
計	57,068	56,684	384	0.7
二 公営企業事業債				
1 水道事業	6,356	6,035	321	5.3
2 工業用水事業	392	297	95	32.0
3 交通事業	1,763	1,719	44	2.6
4 電気事業	241	333	△	27.6
5 港湾事業	577	619	△	6.8
6 病院事業	4,981	4,598	383	8.3
7 市場事業	386	287	99	34.5
8 地域開発事業	1,290	919	371	40.4
9 下水光線その他事業	13,686	12,649	1,037	8.2
10 観光その他事業	100	95	5	5.3
計	29,772	27,551	2,221	8.1
合 計	86,840	84,235	2,605	3.1

(単位：億円、%)

項 目	令和6年度 計画額(A)	令和5年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(350)	(265)	(85)	(32.1)
総 計	(350)	(265)	(85)	(32.1)
内 普 通 会 計 分	63,103	68,163	△ 5,060	△ 7.4
記 公 営 企 業 会 計 等 分	29,081	26,818	2,263	8.4
資 金 区 分				
公 的 資 金	39,408	40,644	△ 1,236	△ 3.0
財 政 融 資 資 金	23,252	24,228	△ 976	△ 4.0
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	16,156	16,416	△ 260	△ 1.6
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(350)	(265)	(85)	(32.1)
民 間 等 資 金	52,776	54,337	△ 1,561	△ 2.9
市 場 公 募	33,100	34,100	△ 1,000	△ 2.9
銀 行 等 引 受	19,676	20,237	△ 561	△ 2.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特別債
- 4 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づき貸付金を財源とするものであって外書である。

令和6年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項目	令和6年度 計画額(A)	令和5年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (G)/(B)×100
一般住宅建設事業	1	8	△7	△87.5
公営災害一般単独事業	1	1	0	0.0
営水道事業	4	3	1	33.3
国の予算等貸付金債	(1)	(1)	(0)	(0.0)
総計	(1)	(1)	(0)	(0.0)
内訳	2	9	△7	△77.8
資金区分	5	4	1	25.0
公営的企業会計等	6	10	△4	△40.0
財政公共団体金融機構資金	1	3	△2	△66.7
(国の予算等貸付金)	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参考)

令和6年度地方債計画

(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項目	令和6年度 計画額(A)	令和5年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
一 一般会社債				
1 公共住宅建設事業	15,794	15,889	△ 95	△ 0.6
2 災害復旧事業	1,083	1,097	△ 14	△ 1.3
3 教育・福祉施設等整備事業	1,120	1,127	△ 7	△ 0.6
4 学校施設等整備事業	4,813	4,108	705	17.2
(1) 一般会社債	2,119	1,682	437	26.0
(2) 一般会社債	365	367	2	△ 0.5
(3) 一般会社債	1,254	981	273	27.8
(4) 一般会社債	538	541	3	△ 0.6
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5- 一般単独事業	26,846	27,388	△ 542	△ 2.0
(1) 地域活性化	2,494	2,486	8	0.3
(2) 防災対策	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 旧道併路特減	3,221	3,221	0	0.0
(5) 緊急防災・減災	3,800	4,800	△ 1,000	△ 20.8
(6) 緊急防災等適正管理	5,000	5,000	0	0.0
(7) 緊急自然災害防止対策	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急浚渫推進	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急炭素化推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) こども子育て支援	900	900	0	0.0
(11) 辺り及び過疎地対策	450	-	450	皆増
(1) 辺り及び過疎地対策	6,270	5,940	330	5.6
(2) 過疎地対策	570	540	30	5.6
7 公共用地先行取得等事業	5,700	5,400	300	5.6
8 行政改革推進	345	345	0	0.0
9 調整	700	700	0	0.0
計	100	100	0	0.0
二 公営企業債	57,071	56,694	377	0.7
1 水道事業	6,360	6,038	322	5.3
2 工業用水事業	392	297	95	32.0
3 交通事業	1,763	1,719	44	2.6
4 電気事業・ガス事業	241	333	△ 92	△ 27.6
5 港湾整備事業	577	619	△ 42	△ 6.8
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	4,598	383	8.3
7 市場事業・と畜場事業	386	287	99	34.5
8 地域開発事業	1,290	919	371	40.4
9 下水処理事業	13,686	12,649	1,037	8.2
10 観光その他事業	100	95	5	5.3
計	29,776	27,554	2,222	8.1
合計	86,847	84,248	2,599	3.1

(単位：億円、%)

項 目	令和6年度 計画額 (A)	令和5年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(351)	(266)	(85)	(32.0)
総 計	(351) 92,191	(266) 94,994	(85) △ 2,803	(32.0) △ 3.0
内 訳				
普 通 会 計 分	63,105	68,172	△ 5,067	△ 7.4
公 営 企 業 会 計 等 分	29,086	26,822	2,264	8.4
資 金 区 分				
公 的 資 金	39,415	40,657	△ 1,242	△ 3.1
財 政 融 資 金	23,258	24,238	△ 980	△ 4.0
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	16,157	16,419	△ 262	△ 1.6
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(351)	(266)	(85)	(32.0)
民 間 等 資 金	52,776	54,337	△ 1,561	△ 2.9
市 場 等 公 募	33,100	34,100	△ 1,000	△ 2.9
銀 行 等 引 受	19,676	20,237	△ 561	△ 2.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特別債
- 4 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 5 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般
補助施設整備等事業債
- 6 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営
企業債
- 7 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の () 書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とする
ものであって外書である。

令和6年度地方債計画について①

令和6年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

1 通常収支分

(1) 概況

総額は9兆2,184億円となり、前年度に比べて2,797億円、2.9%の減となっている。

このうち、普通会計分は6兆3,103億円で、前年度に比べて5,060億円、7.4%の減、公営企業会計等分は2兆9,081億円で、前年度に比べて2,263億円、8.4%の増となっている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債4,544億円(前年度に比べて5,402億円、54.3%の減)を計上している。

(3) こども・子育て支援事業の創設

地方公共団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、こども・子育て支援事業を創設することとし、450億円を計上している。

(4) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充(消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備、連携・協力による訓練施設の整備等)することとし、5,000億円を計上している。

(5) 緊急自然災害防止対策事業の推進

地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、4,000億円を計上している。

(6) 緊急浚渫推進事業の推進

地方公共団体が、緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、1,100億円を計上している。

令和6年度地方債計画について②

(7) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業を4,320億円計上している。

(8) 脱炭素化推進事業の推進

地方公共団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業において、対象事業を拡充(第三セクター等が行う地域内消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に対する補助)することとし、900億円を計上している。

(9) 過疎対策事業の推進

資材価格等の高騰による建設事業費の上昇等を踏まえ、過疎地域の持続的発展に関する施策に取り組んでいけるよう、5,700億円(前年度に比べて300億円、5.6%の増)を計上している。

(10) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

地方公営企業による住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進するため、脱炭素化の取組及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(11) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の割合(全体の42.7%)を確保している。また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、共同発行市場公募債としてグリーンボンドを発行するなど、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

(12) 公的資金の償還期間の延長

- ① 財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金における、一般廃棄物処理事業について、20年以内(うち据置3年以内)を30年以内(うち据置5年以内)に延長することとしている。
- ② 財政融資資金における過疎対策事業(一般廃棄物処理施設)について、12年以内(うち据置3年以内)を30年以内(うち据置5年以内)に延長することとしている。 ※ ②は利率見直し方式による貸付について適用される。

2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額7億円を計上している。

(2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

令和6年度地方債計画について③

【参考1】通常分・特別分の状況(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		増減額		増減率	
	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B) × 100			
普通会計分	63,105	68,172	△5,067		△7.4			
通常分	50,061	49,726	335		0.7			
特別分	13,044	18,446	△5,402		△29.3			
臨時財政対策債	4,544	9,946	△5,402		△54.3			
財源対策債	7,600	7,600	0		0.0			
退職手当債	800	800	0		0.0			
調 整	100	100	0		0.0			
公営企業会計等分	29,086	26,822	2,264		8.4			
総 計	92,191	94,994	△2,803		△3.0			
通常分	79,147	76,548	2,599		3.4			
特別分	13,044	18,446	△5,402		△29.3			

(注)1 公営企業会計等分はすべて通常分である。

2 財源対策債については、公共事業等債等の内数である。

【参考2】地方債資金の構成内訳(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

区 分	令和6年度計画		令和5年度計画		差引		増減率	
	(A)	構成比	(B)	構成比	(A)-(B)	(C)	(C)/(B) × 100	
公 的 資 金	39,415	42.8	40,657	42.8	△1,242		△ 3.1	
財政融資資金	23,258	25.2	24,238	25.5	△980		△ 4.0	
地方公共団体金融機構資金	16,157	17.5	16,419	17.3	△262		△ 1.6	
(国の予算等貸付金)	(351)	—	(266)	—	(85)	(32.0)		
民 間 等 資 金	52,776	57.2	54,337	57.2	△1,561		△ 2.9	
市場公募	33,100	35.9	34,100	35.9	△1,000		△ 2.9	
銀行等引受	19,676	21.3	20,237	21.3	△561		△ 2.8	
合 計	92,191	100.0	94,994	100.0	△2,803		△ 3.0	

(注)1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆400億円(前年度比2,800億円、4.4%減)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

令和6年度地方債計画資金区分 (通常収支分)

(単位：億円)

項目	合計	公的資金			民間資金		市場公募	銀行等引受
		計	財政融資	地方公共団体金融機構	計	公		
一 一般会社計								
1 公共事業等	15,794	4,704	4,398	306	11,090	8,725	2,365	
2 公営住宅建設事業	1,082	481	360	121	601	540	61	
3 災害復旧事業	1,119	1,119	1,119	0	0	0	0	
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	2,760	2,367	393	2,053	1,243	810	
(1) 学校教育施設等	2,119	1,331	1,165	166	788	475	313	
(2) 社会福祉施設	365	161	72	89	204	141	63	
(3) 一般廃棄物処理	1,254	1,007	869	138	247	122	125	
(4) 一般補助施設等	538	261	261	0	277	122	155	
(5) 施設(一般財源化分)	537	0	0	0	537	383	154	
5 一般単独事業	26,845	6,935	926	6,009	19,910	11,513	8,397	
(1) 一般	2,493	83	0	83	2,410	1,935	475	
(2) 地域活性化	690	85	0	85	605	473	132	
(3) 防災対策	871	262	126	136	609	375	234	
(4) 地方道路路等	3,221	248	0	248	2,973	2,515	458	
(5) 旧合併特例	3,800	504	0	504	3,296	318	2,978	
(6) 緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	2,011	1,311	
(7) 公共施設等適正管理	4,320	1,828	100	1,728	2,492	1,410	1,082	
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,313	980	
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	0	1,100	759	341	
(10) 脱炭素化推進	900	360	0	360	540	305	235	
(11) こども・子育て支援	450	180	0	180	270	99	171	
6 辺地及び過疎対策事業	6,270	6,265	4,769	1,496	5	0	5	
(1) 辺地対策	570	570	504	66	0	0	0	
(2) 過疎対策	5,700	5,695	4,265	1,430	5	0	5	
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	111	234	
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	448	252	
9 調整	100	0	0	0	100	96	4	
計	57,068	22,264	13,939	8,325	34,804	22,676	12,128	
二 公営企業債								
1 水道事業	6,356	4,853	2,894	1,959	1,503	1,315	188	
2 工業用水道事業	392	81	0	81	311	17	294	
3 交通事業	1,763	383	118	265	1,380	999	381	
4 電気事業・ガス事業	241	49	0	49	192	5	187	
5 港湾整備事業	577	196	176	20	381	131	250	
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	2,145	832	1,313	2,836	739	2,097	
7 市場事業・と畜場事業	386	25	0	25	361	276	85	
8 地域開発事業	1,290	0	0	0	1,290	636	654	
9 下水水道事業	13,686	7,763	4,248	3,515	5,923	3,563	2,360	
10 観光その他事業	100	4	0	4	96	33	63	
計	29,772	15,499	8,268	7,231	14,273	7,714	6,559	
合計	86,840	37,763	22,207	15,556	49,077	30,390	18,687	
三 臨時財政対策債	4,544	1,645	1,045	600	2,899	2,639	260	
四 退職手当債	800	0	0	0	800	71	729	
総計	92,184	39,408	23,252	16,156	52,776	33,100	19,676	

令和6年度地方債計画資金区分 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	合 計	公 的 資 金	
		財 政 資 融	地 方 公 共 体 金 融 機 構
一般会計債			
公営住宅建設事業	1	1	0
災害復旧事業	1	1	0
一般単独事業	1	0	1
計	3	2	1
公営企業債			
水道事業	4	4	0
計	4	4	0
総 計	7	6	1

令和6年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災区分の合計)

(単位：億円)

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 資 金		市 場 公 募	銀 行 等 引 受
		計	財 政 融 資	地 方 公 共 体 金 融 機 構	計	公 募		
一 一 般 会 社 計 債								
1 公 共 事 業 等	15,794	4,704	4,398	306	11,090	8,725	2,365	
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,083	482	361	121	601	540	61	
3 災 害 復 旧 事 業	1,120	1,120	1,120	0	0	0	0	
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	4,813	2,760	2,367	393	2,053	1,243	810	
(1) 学 校 教 育 施 設 等	2,119	1,331	1,165	166	788	475	313	
(2) 社 会 福 祉 施 設	365	161	72	89	204	141	63	
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	1,254	1,007	869	138	247	122	125	
(4) 一 般 補 助 施 設 等	538	261	261	0	277	122	155	
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	537	0	0	0	537	383	154	
5 一 般 単 独 事 業	26,846	6,936	926	6,010	19,910	11,513	8,397	
(1) 一 般	2,494	84	0	84	2,410	1,935	475	
(2) 地 域 活 性 化	690	85	0	85	605	473	132	
(3) 防 災 対 策	871	262	126	136	609	375	234	
(4) 地 方 道 路 等	3,221	248	0	248	2,973	2,515	458	
(5) 旧 合 併 特 例	3,800	504	0	504	3,296	318	2,978	
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	2,011	1,311	
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	1,828	100	1,728	2,492	1,410	1,082	
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,313	980	
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100	0	0	0	1,100	759	341	
(10) 脱 炭 素 化 推 進	900	360	0	360	540	305	235	
(11) こ ど も ・ 子 育 て 支 援	450	180	0	180	270	99	171	
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	6,270	6,265	4,769	1,496	5	0	5	
(1) 辺 地 対 策	570	570	504	66	0	0	0	
(2) 過 疎 対 策	5,700	5,695	4,265	1,430	5	0	5	
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	0	0	0	345	111	234	
8 行 政 改 革 推 進	700	0	0	0	700	448	252	
9 調 整	100	0	0	0	100	96	4	
計	57,071	22,267	13,941	8,326	34,804	22,676	12,128	
二 公 営 企 業 債								
1 水 道 事 業	6,360	4,857	2,898	1,959	1,503	1,315	188	
2 工 業 用 水 道 事 業	392	81	0	81	311	17	294	
3 交 通 事 業	1,763	383	118	265	1,380	999	381	
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	241	49	0	49	192	5	187	
5 港 湾 整 備 事 業	577	196	176	20	381	131	250	
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,981	2,145	832	1,313	2,836	739	2,097	
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	386	25	0	25	361	276	85	
8 地 域 開 発 事 業	1,290	0	0	0	1,290	636	654	
9 下 水 道 事 業	13,686	7,763	4,248	3,515	5,923	3,563	2,360	
10 観 光 そ の 他 事 業	100	4	0	4	96	33	63	
計	29,776	15,503	8,272	7,231	14,273	7,714	6,559	
合 計	86,847	37,770	22,213	15,557	49,077	30,390	18,687	
三 臨 時 財 政 対 策 債	4,544	1,645	1,045	600	2,899	2,639	260	
四 退 職 手 当 債	800	0	0	0	800	71	729	
総 計	92,191	39,415	23,258	16,157	52,776	33,100	19,676	

こども・子育て支援事業債（仮称）の創設

- 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

1. 対象事業

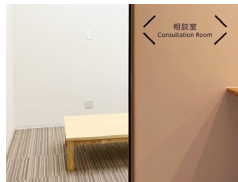
地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

（1）こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- （例）
- ・ 子育て相談室
 - ・ あそびの広場
 - ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
 - ・ 子育て親子の交流の場



（相談室）



（あそびの広場）

（2）子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

- （例）
- ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
 - ・ バリアフリー改修
 - ・ 園庭の整備（芝生化）
 - ・ トイレの洋式化



（トイレ環境改善）



（園庭の整備、改修）

2. 地方財政措置

充当率：90%

交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

3. 事業期間

令和10年度までの5年間（「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

4. 事業費

500億円

物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に700億円を計上(前年度同額)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費(単独)に400億円を計上
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に300億円を計上

※ 普通交付税の単位費用により措置

2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(42.2万円 ⇒ 46.8万円)(11%増)
 - ② 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(47.0万円 ⇒ 52.0万円)(11%増)

※ いずれも令和5年度事業債から新単価を適用

消防・防災力の一層の強化

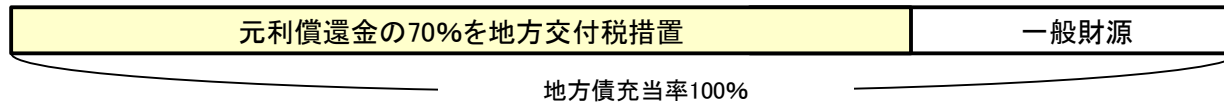
- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

- ・ 広域化：二以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。
- ・ 連携・協力：消防事務の性質に応じてその一部について柔軟に連携・協力すること。

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備
※ 広域化、連携・協力に取り組む消防本部を対象
- 連携・協力による訓練施設の整備
- 緊急消防援助隊受援計画に位置付けた消防庁舎における女性専用施設の整備
- 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備
- 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材(トイレカー)の整備

(参考)緊急防災・減災事業債 <令和3年度～令和7年度>



2. 特別交付税措置の拡充

(1) 消防の広域化、連携・協力の更なる推進(現行の特別交付税措置率0.5)

- ・ 広域化の準備経費:「中心消防本部」の措置率を0.7に引き上げる
※ 都道府県が定める広域化推進計画において、広域化の検討を主導する「中心消防本部」を指定
- ・ 連携・協力の準備経費:共同部隊が使用する装備品等を対象とする

(2) 消防団員の報酬に対する措置

- ・ 「班長」階級以上の報酬に要する経費(基準財政需要額を上回る額)を対象とする(措置率0.5)

防災・減災関連の地方債

○ 災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が**防災・減災、国土強靱化対策**に取り組めるよう、地方財政措置。

補助／ 単独	地方債の名称	対象事業	地方財政措置	事業期間	令和6年度 事業費
国庫補助 事業	防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債	「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」に基づく防災の ための重要インフラ等の機能維持等 を目的とした 国直轄・補助事業	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 50%	令和3年度 ～ 令和7年度	8,142億円※
地方単独 事業	緊急防災・減災事業債	地方単独事業として実施する緊急性 が高く、即効性のある 防災・減災対 策のための施設整備等	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 70%	令和3年度 ～ 令和7年度	5,000億円
	緊急自然災害 防止対策事業債	地方単独事業として緊急的に自然 災害の防止のために実施する 防災 インフラの整備 (道路防災、治山、砂防、河川等)	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 70%	令和3年度 ～ 令和7年度	4,000億円
	緊急浚渫推進事業債	緊急的に実施する必要がある 河川 等の浚渫 (堆積土砂の撤去等)	充当率: 100% 元利償還金に対する 交付税措置率: 70%	令和2年度 ～ 令和6年度	1,100億円

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のうち、令和6年度分は令和5年度補正予算で措置

緊急防災・減災事業

- 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業（事業期間は令和7年度まで）

対象事業 ※事業費 5,000億円(令和6年度)

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
- ③ 浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 令和6年度は、新たに、次の事業を対象事業に追加

消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備、連携・協力による訓練施設の整備、緊急消防援助隊受援計画に位置付けられた消防庁舎における女性専用施設の整備、防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備、災害応急対策を継続するためのトイレカーの整備

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急防災・減災事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

緊急自然災害防止対策事業

- 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業（事業期間は令和7年度まで）

対象事業 ※事業費 4,000億円（令和6年度）

- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業（流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業については、国庫補助要件を満たす事業も対象）

【対象施設】 治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（安全対策（用水路・ため池の防護柵等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災、下水道

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

緊急浚渫推進事業

○ 河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、地方団体が単独で実施する浚渫事業(事業期間は令和6年度まで)

対象事業 ※事業費 1,100億円(令和6年度)

○ 地方団体が、各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫(地方単独事業)

※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象

※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※3 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

※4 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設(クリーク及び農業用ダム等)を指す

【事業イメージ(河川の浚渫)】

(浚渫前)



(浚渫後)



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急浚渫推進事業債(充当率100%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

防災・減災対策等に活用可能な地方債の事例について

防災・減災対策、公共施設の脱炭素化に係る具体的な対策を検討するに当たって、事例集を作成しています。これらも参考に、防災・減災対策や、公共施設等の脱炭素化をより一層推進していただきますよう、お願いします。

① 防災減災に関する地方債の活用事例

「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き」

<https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

- ・防災拠点等となる施設の耐震改修事業への緊急防災・減災事業債の活用例
- ・河川の護岸整備、道路の法面防護対策等への緊急自然災害防止対策事業債の活用例

② 緊急浚渫推進事業債活用事例

「緊急浚渫推進事業債活用事例」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/kinkyushunsetsu.html

- ・全国の河川・ダム・砂防における土砂撤去や樹木伐採に活用した事例

③ 公共施設等の脱炭素化の先行事例

「公共施設等の脱炭素化の先行事例」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000888526.pdf

- ・令和5年度に創設した脱炭素化推進事業債の活用の参考として、公共施設等の脱炭素化の先行事例（地方債を活用していない事例も含まれます。）

地域脱炭素の一層の推進

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

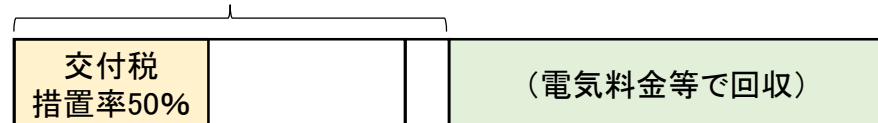
1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。

対象事業費(1/2)



脱炭素化推進事業債(充当率90%)

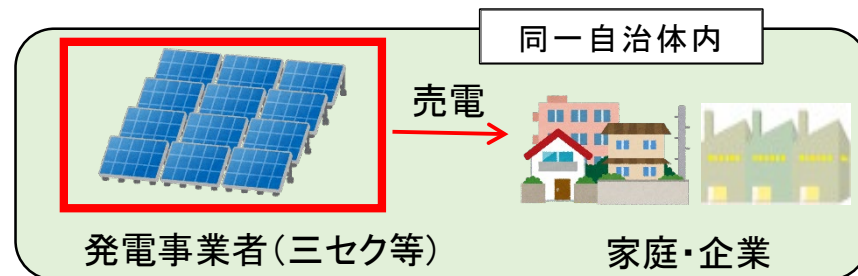
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより21独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

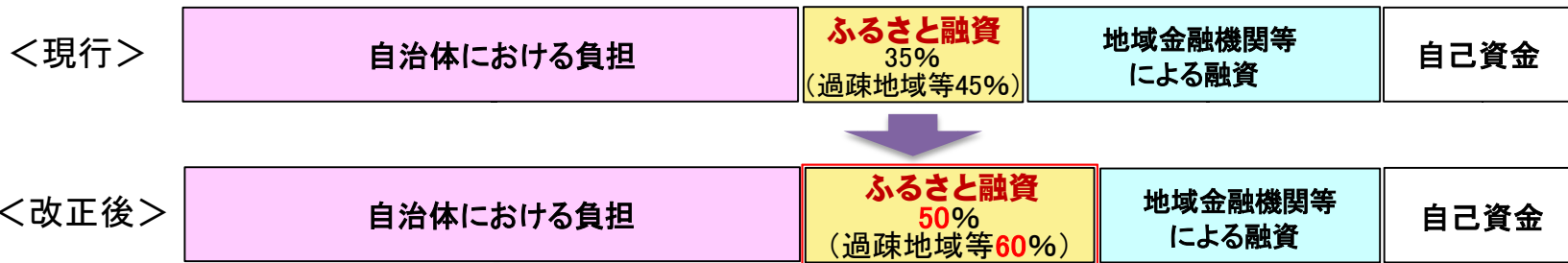
ふるさと融資制度の改正について

地域振興に資する民間投資を一層促進するため、「ふるさと融資」について、

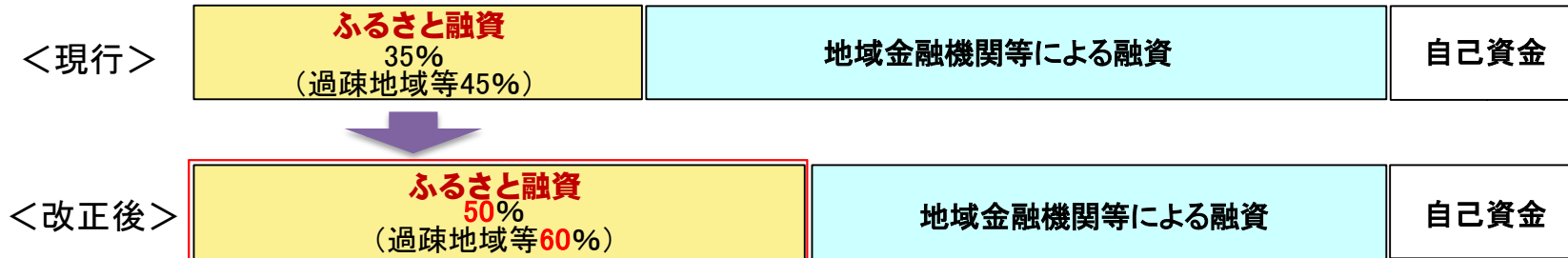
- 1 融資比率を**35%から50%へ**(過疎地域等は**45%から60%へ**) 引上げ
- 2 融資比率の引上げに伴う融資限度額の引上げ

1 融資比率の引上げ

① ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）及びローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）に該当する事業



② その他の事業



(参考) ふるさと融資の概要

地方公共団体が、民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度



(※) 利子負担、民間金融機関による連帯保証料への助成額の75%について、特別交付税措置

2 融資限度額の引上げ（要件一覧）

（単位：億円）

<現行>

	通常の地域		過疎地域（みなし過疎地域含む） 離島地域・特別豪雪地帯		定住自立圏 ・ 連携中枢都市圏	市町村が認定する 「地域脱炭素化 促進事業」 ・ ㈱脱炭素化支援 機構が出資等を行 う民間事業		
	一般の地域	地域再生計画 認定地域・ 沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画 認定地域・ 沖縄県の区域	東日本大震災 被災地域 ^(※1)			
都道府県・ 指定都市	融資比率		35%		45%	45%		
	融資 限度額	通常の 施設	42	52.5	54	67.5	67.5 ^(※2)	67.5
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2 ^(※2)	101.2
雇 用		5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上				1人以上		
その他市 町村	融資比率		35%		45%	45%	45%	
	融資 限度額	通常の 施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3	25.3
	雇 用		1人以上					

（※1）：岩手県、宮城県、福島県に限定

（※2）：但し、定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については、都道府県は対象外

（単位：億円）

<改正後>

	通常の地域		過疎地域 （みなし過疎 地域含む） ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯	定住自立圏 ・ 連携中枢都市圏 ・ 東日本大震災 被災地域 ^(※2)	市町村が 認定する 「地域脱炭素化 促進事業」 ・ ㈱脱炭素化 支援機構が 出資等を行う 民間事業	
	都道府県・ 指定都市	融資比率		50%	60%	60% ^(※3)
融資限度額		80 ^(※1)	96 ^(※1)	120 ^(※3)	120	
雇 用		5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上			1人以上	
その他市 町村	融資比率		50%	60%	60%	60%
	融資限度額		20 ^(※1)	24 ^(※1)	30	30
	雇 用		1人以上			

（※1）：地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

（※2）：岩手県、宮城県、福島県に限定

（※3）：定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については、都道府県は対象外

令和6年度地方債資金のポイント（公的資金の確保）

公的資金の確保（概要）

- 令和6年度地方債計画における公的資金については、令和5年度と同程度の割合を確保。

令和5年度		令和6年度	
計画額	うち公的資金	計画額	うち公的資金
94,981億円	40,644億円(42.8%)	92,184億円	39,408億円(42.7%)

※いずれも通常収支分

- 市町村の資金要望及び国として特に推進する政策課題に対応するため、以下の事業における**公的資金を重点的に確保**。

区分	令和5年度			令和6年度		
	計画額	財政融資資金	地方公共団体 金融機構資金	計画額	財政融資資金	地方公共団体 金融機構資金
① 学校教育施設等整備事業	1,682億円	925億円	166億円	2,119億円	1,165億円	166億円
② 一般廃棄物処理事業	981億円	680億円	131億円	1,254億円	869億円	138億円
③ こども・子育て支援事業	—	—	—	450億円	—	180億円

公的資金の償還期限延長

- 公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）について、施設の耐用年数を踏まえて、**一般廃棄物処理事業の償還期限を30年以内（据置5年以内）に延長**。

区分	現行	見直し後
一般廃棄物処理事業	20年（据置3年）	30年（据置5年）

- ※ 合わせて、財政融資資金について、施設の耐用年数を踏まえて、**過疎対策事業（一般廃棄物処理施設）の償還期限を30年以内（据置5年以内）に延長**。（注）利率見直し方式に限る

令和6年度地方債資金のポイント（過疎対策事業・辺地対策事業）

過疎対策事業・辺地対策事業の公的資金

- 長期・固定での貸付が可能な機構資金の要望に対応するため、過疎対策事業及び辺地対策事業における**機構資金のシェアを大幅に拡大**。

区分	令和5年度			令和6年度		
	計画額	財融資金	機構資金	計画額	財融資金	機構資金
過疎対策事業	5,400億円	4,465億円 (82.7%)	930億円 (17.2%)	5,700億円	4,265億円 (74.8%)	1,430億円 (25.1%)
辺地対策事業	540億円	514億円 (95.2%)	26億円 (4.8%)	570億円	504億円 (88.4%)	66億円 (11.6%)

(注) 資金欄の(%)は計画額に占める割合

過疎対策事業の償還期限

- 財政融資資金について、施設の耐用年数を踏まえて、**過疎対策事業（一般廃棄物処理施設）の償還期限を30年以内（据置5年以内）に延長**。

区分	現行	見直し後
過疎対策事業（一般廃棄物処理施設）	12年（据置3年）	30年（据置5年）

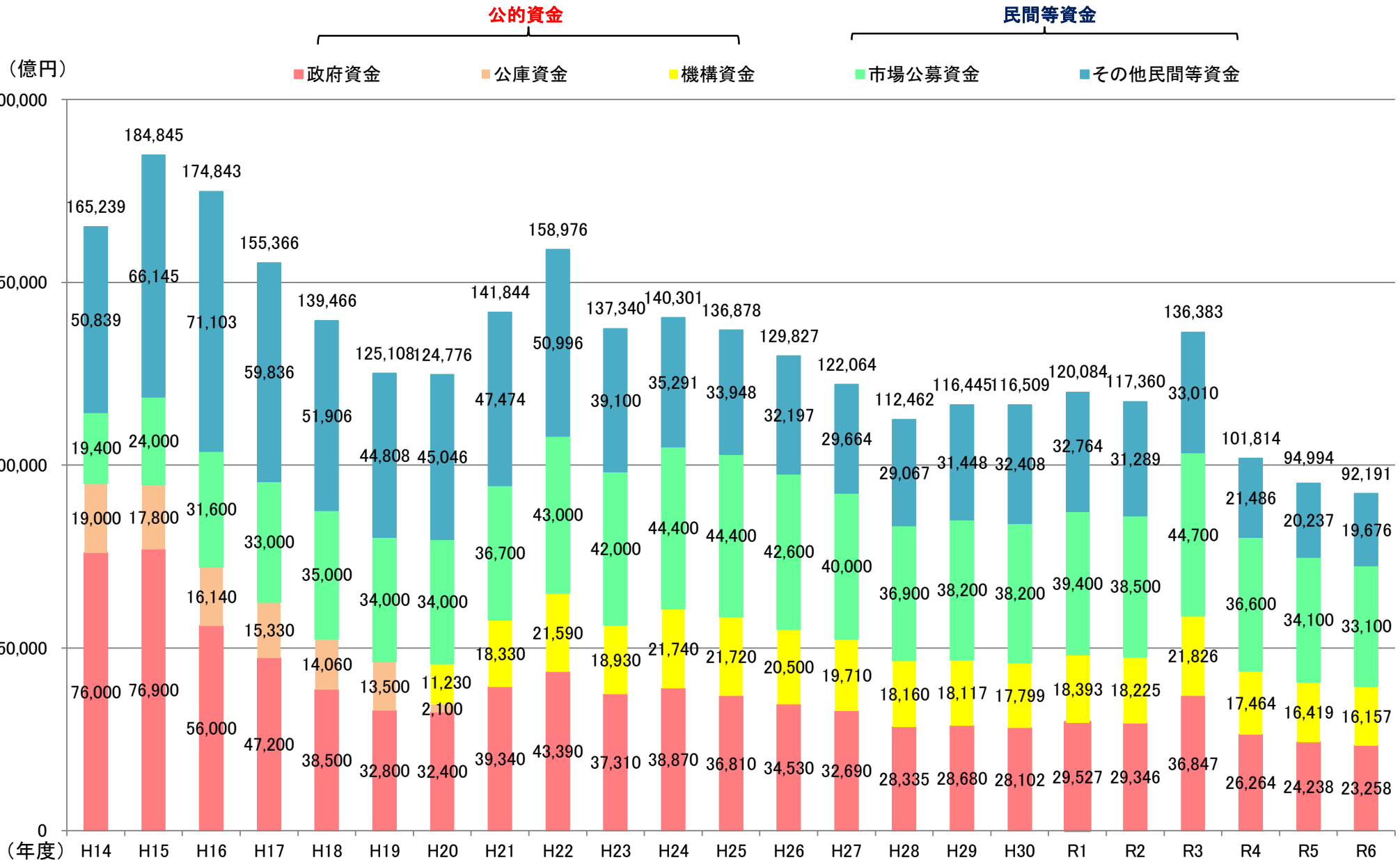
(注) 利率見直し方式に限る

※ 過疎・辺地対策事業の償還期間については、次頁を参照。

(参考) 過疎債・辺地債の償還期間について

			財政融資資金		機構資金	
			固定	利率見直し	固定	利率見直し
辺地及び過疎対策事業	辺地対策	下水道施設	10	30	30	40
		診療施設のうち診療所及び職員宿舎	10	30	30	30
		義務教育諸学校施設	10	25	30	30
		飲用水供給施設	10	30	30	40
		上記以外の施設	10	10	30	30
	過疎対策	下水道施設	12	30	30	40
		簡易水道施設及び旧簡易水道施設	12	30	30	40
		診療施設のうち病院、診療所、看護師宿舎、職員宿舎	12	30	30	30
		義務教育諸学校施設及び高等学校施設	12	25	30	30
		一般廃棄物処理施設	12	30	30	30
		上記以外の施設	12	12	30	30

地方債計画額（当初）の推移（資金別）

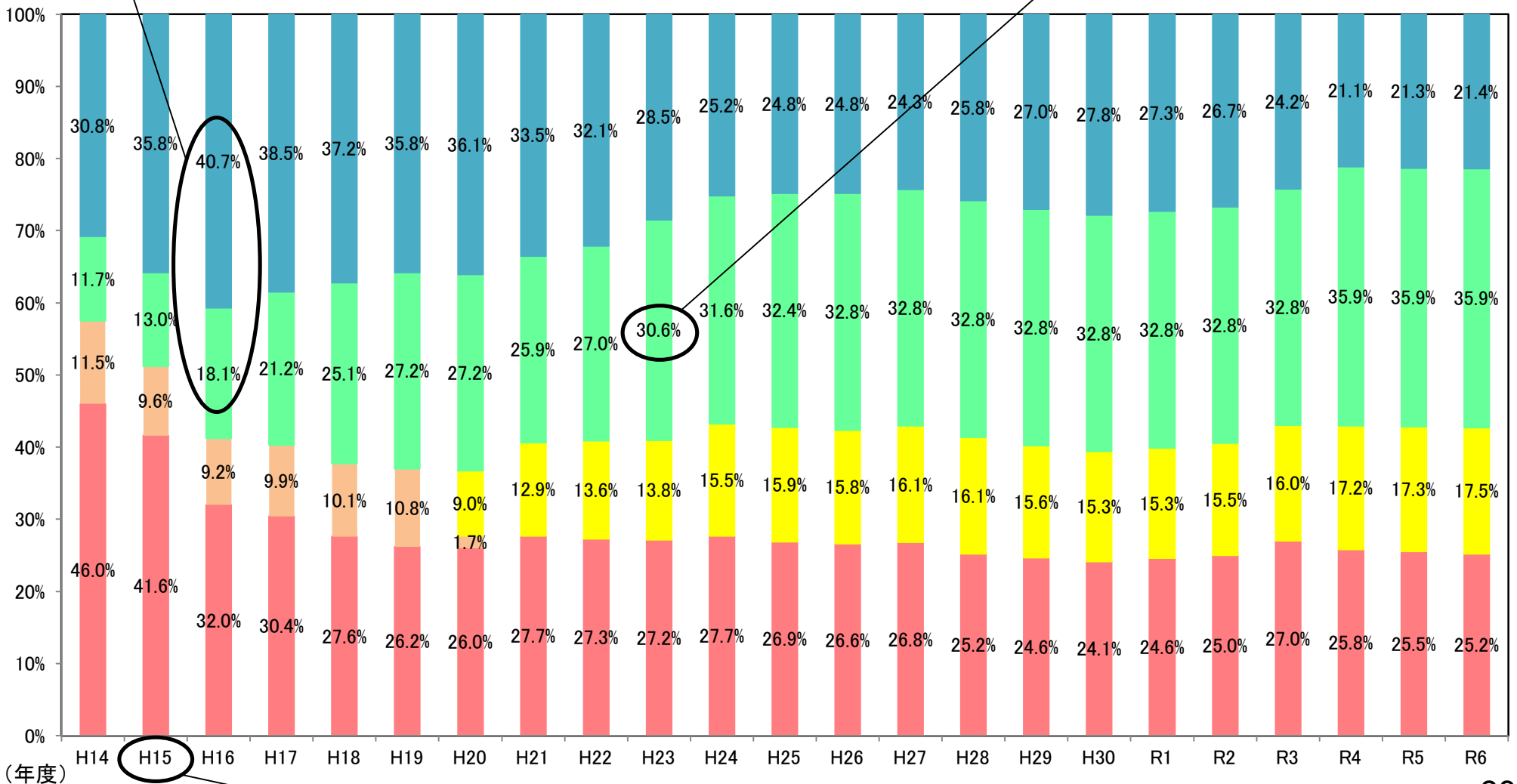
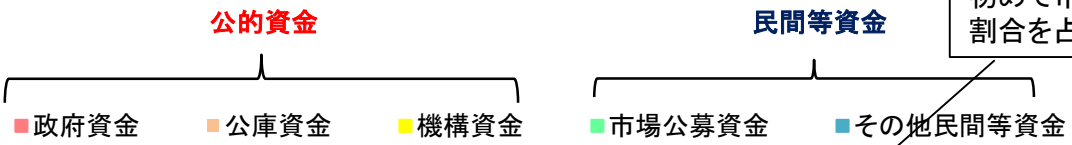


※東日本大震災分を含む。

地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移

初めて民間等資金の割合（58.8%）
が公的資金の割合（41.2%）を上回る

初めて市場公募資金が最も高い
割合を占める（30.6%）



（年度）
※東日本大震災分を含む。
共同発行市場公募地方債の発行開始

令和6年度市場公募地方債について

【令和6年度市場公募地方債発行予定額（借換分を含む）】

合計 6.0兆円程度（⑤ 6.3兆円程度）

全国型市場公募地方債	6.0兆円程度（⑤ 6.3兆円程度）
10年債	3.2兆円程度（⑤ 3.2兆円程度）
共同発行分	1.2兆円程度（⑤ 1.2兆円程度）
個別発行分	2.0兆円程度（⑤ 2.0兆円程度）
中期債（5年債等）	0.9兆円程度（⑤ 1.0兆円程度）
超長期債（20年債、30年債等）	0.4兆円程度（⑤ 0.7兆円程度）
フレックス分	1.5兆円程度（⑤ 1.4兆円程度）
住民参加型市場公募地方債	225億円程度（⑤ 170億円程度）

（注1）上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

（注2）上記の発行予定額は変更される可能性がある。

（注3）共同発行分には、共同発行分（グリーンボンド）での発行を予定している額を含む。

（注4）フレックス分には、償還年限未定分を計上している。

〈参考〉市場公募地方債の地方債計画（当初）計上額推移

（単位：兆円）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募地方債計画額	4.0	3.7	3.8	3.8	3.9	3.9	4.5	3.7	3.4	3.3
地方債計画総額に占める割合	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	35.9%	35.9%	35.9%

市場公募地方債の発行実績の推移

(単位：億円)

年度	全国型市場公募地方債																		住民参加型市場公募地方債		外貨地方債											
	10年債				2年債		3年債		5年債		6年債		7年債		超長期債						合計											
	個別発行		共同発行												12年債		15年債		18年債		20年債		25年債		30年債							
	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額
H15	20	23,710	27	8,470			19	10,450												3	700			1	200	29	43,530	79	2,682			
H16	25	26,770	27	12,430			22	12,320					1	150						5	1,350			2	300	33	53,320	94	3,276	1	217	
H17	29	29,100	27	13,080			24	13,020					1	200						9	2,350			4	700	35	58,450	106	3,445	1	608	
H18	32	26,500	29	13,240			25	10,550			1	400			1	100				15	3,600			5	700	38	55,091	124	3,513	1	499	
H19	34	24,400	28	12,140			26	10,650			1	200								19	4,950			10	1,790	42	54,130	123	3,083	1	499	
H20	37	26,550	30	12,300		2	750	25	11,580											19	7,780			10	1,850	44	60,810	102	2,650			
H21	39	32,100	33	13,900	1	280	2	800	27	14,080										20	8,260			9	1,700	47	71,120	88	2,488			
H22	43	31,250	35	16,200	1	200	4	700	31	14,920		1	500			1	400			22	6,590			11	1,620	49	72,380	91	2,441			
H23	45	26,180	35	15,360	2	500	2	200	32	13,260		2	300			6	1,200			22	6,090			10	1,400	51	64,490	80	2,137	1	499	
H24	46	26,160	36	15,150	2	700			33	12,300	2	300	4	600	1	280	5	1,270			24	6,060			6	920	52	63,740	78	2,028	1	698
H25	49	28,730	36	15,170	1	900	2	450	32	12,580	2	200	6	810	2	370	6	1,420			23	6,300			8	1,900	54	68,830	74	1,864	1	1,016
H26	48	26,930	36	14,740	1	900	2	260	32	12,120			4	700	1	200	10	2,240	1	150	23	7,690			10	1,800	54	67,730	65	1,746	1	1,023
H27	50	27,100	36	14,210	1	600			32	11,710			3	600	1	120	7	1,400			24	8,000			13	2,590	55	66,330	62	1,516	1	1,201
H28	50	25,790	36	12,040					31	10,100							3	500			26	8,870	1	150	22	4,770	55	62,220	32	373	1	1,089
H29	50	22,410	36	12,060					33	10,600							6	600			34	10,350	1	150	23	4,760	55	60,930	13	182	1	555
H30	50	23,480	36	12,070					33	10,740							3	800			36	10,370	1	200	23	5,350	55	63,010	12	199	1	547
R1	51	23,730	36	12,370					35	11,680							2	300			36	10,170	2	450	21	5,750	56	64,450	8	153	1	1,102
R2	53	27,380	36	12,060					35	13,560							2	650			37	10,750	2	300	21	5,150	58	69,850	7	163	1	1,620
R3	54	26,480	37	13,750	11	343 ※1年債			35	14,300							3	600			37	11,720	1	200	23	4,950	59	72,343	6	156	1	660
R4	55	20,365	37	12,000			1	200	37	13,775							2	90			35	6,919			14	1,739	60	55,088	7	182	1	30672

出所：地方債協会等

グリーン共同発行市場公募地方債（グリーン共同債）について

- 我が国の地方債市場におけるグリーンボンド等のSDGs債(ESG債)への需要の高まりを踏まえ、地方団体の安定的な資金調達のため、令和5年度に初めて共同発行方式でグリーンボンド(グリーン共同債)を発行。

※共同発行方式とは、複数の地方団体が共同して地方債を発行する方式。発行した地方債の元利金償還については、参加団体が連帯して債務を負う。

【グリーンボンドの共同発行のメリット】

- ・ 複数の地方団体が対象事業を持ち寄ることにより、個別にロットを確保できない団体においてもグリーンボンドの発行が可能。
- ・ フレームワーク作成等に係る事務負担や外部評価取得等に係る費用負担が軽減できる。

【発行概要】(令和6年1月現在)

- 参加団体数 42団体
- 発行予定額 1,000億円程度
- 発行時期・年限 令和5年11月、令和6年3月(予定)に10年債を発行
- 参加団体内訳

	市場公募団体(全61団体)		非公募団体(全6団体)
	参加	非参加	
通常の共同債	37団体	24団体	/
グリーン共同債	42団体 〔うち通常債参加 32 通常債非参加 10〕	19団体	

第1回グリーン共同債の発行概要

項目	内容																																																																								
年限	10年(満期一括償還)																																																																								
発行額	500億円																																																																								
発行日	令和5年11月30日																																																																								
応募者利回り	0.846%(対国債スプレッドC+7bp)																																																																								
外部評価	株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)より評価を取得																																																																								
購入対象	機関投資家向け																																																																								
団体別調達額 (億円、36団体)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>北海道</td><td>66</td> <td>埼玉県</td><td>5</td> <td>岐阜県</td><td>30</td> <td>島根県</td><td>5</td> <td>大分県</td><td>15</td> <td>浜松市</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td><td>8</td> <td>千葉県</td><td>5</td> <td>愛知県</td><td>25</td> <td>岡山県</td><td>10</td> <td>鹿児島県</td><td>15</td> <td>京都市</td><td>50</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td><td>5</td> <td>新潟県</td><td>30</td> <td>京都府</td><td>20</td> <td>広島県</td><td>5</td> <td>札幌市</td><td>5</td> <td>岡山市</td><td>10</td> </tr> <tr> <td>福島県</td><td>5</td> <td>富山県</td><td>20</td> <td>大阪府</td><td>10</td> <td>佐賀県</td><td>10</td> <td>仙台市</td><td>5</td> <td>広島市</td><td>5</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td><td>10</td> <td>福井県</td><td>30</td> <td>兵庫県</td><td>10</td> <td>長崎県</td><td>10</td> <td>千葉市</td><td>6</td> <td>北九州市</td><td>5</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td><td>10</td> <td>長野県</td><td>2</td> <td>奈良県</td><td>5</td> <td>熊本県</td><td>25</td> <td>川崎市</td><td>5</td> <td>福岡市</td><td>3</td> </tr> </tbody> </table>	北海道	66	埼玉県	5	岐阜県	30	島根県	5	大分県	15	浜松市	15	岩手県	8	千葉県	5	愛知県	25	岡山県	10	鹿児島県	15	京都市	50	宮城県	5	新潟県	30	京都府	20	広島県	5	札幌市	5	岡山市	10	福島県	5	富山県	20	大阪府	10	佐賀県	10	仙台市	5	広島市	5	茨城県	10	福井県	30	兵庫県	10	長崎県	10	千葉市	6	北九州市	5	栃木県	10	長野県	2	奈良県	5	熊本県	25	川崎市	5	福岡市	3
北海道	66	埼玉県	5	岐阜県	30	島根県	5	大分県	15	浜松市	15																																																														
岩手県	8	千葉県	5	愛知県	25	岡山県	10	鹿児島県	15	京都市	50																																																														
宮城県	5	新潟県	30	京都府	20	広島県	5	札幌市	5	岡山市	10																																																														
福島県	5	富山県	20	大阪府	10	佐賀県	10	仙台市	5	広島市	5																																																														
茨城県	10	福井県	30	兵庫県	10	長崎県	10	千葉市	6	北九州市	5																																																														
栃木県	10	長野県	2	奈良県	5	熊本県	25	川崎市	5	福岡市	3																																																														

【グリーン共同債と通常共同債の比較】

	グリーン共同債	通常の共同債
発行日	2023年11月30日	2023年11月24日
発行額	500億円	715億円
対国債スプレッド(カーブ比)	7.0bp	9.0bp

令和5年度におけるSDGs地方債（ESG地方債）の発行予定【全国型】

	合計	グリーン			ソーシャル	サステナビリティ	サステナビリティ・リンク
		小計	共同債	個別債			
1. 発行(予定)団体数							
R4	20 (12都府県、 8政令市)	16 (10都府県、 6政令市)	—	16 (10都府県、 6政令市)	1 (1都)	3 (1県、 2政令市)	1 (1県)
R5	56 (38都道府県、 18政令市)	53 (36都道府県、 17政令市)	42 (28道府県、 14政令市)	24 (16都府県、 8政令市)	1 (1都)	8 (4県、 4政令市)	1 (1県)
2. 発行(予定)額(単位:億円)							
R4	2,493	1,493	—	1,493	600	350	50
R5	4,900程度	—	1,000程度	2,303	600	920	50

※ 令和5年12月末時点。

※ グリーンボンドには、ブルーボンドとして発行されたものも含む。

※ 名古屋市及び神戸市は、国際原則に準拠していない「名古屋市SDGs債」及び「神戸市SDGs債」を発行（ラベルなし）。

グリーン共同発行市場公募地方債（グリーン共同債）について

- 地方団体の安定的な資金調達のため、引き続き令和6年度においても、共同発行方式でグリーンボンド(グリーン共同債)を発行する。
- 発行団体数、発行予定額ともに、令和5年度を上回る水準となる見込み。

【令和6年度グリーン共同債発行概要】（令和6年1月時点）

- 参加団体数 44団体(令和5年度:42団体) ※山梨県、宮崎県が新たに参加予定。
- 発行予定額 1,200億円程度(令和5年度:1,000億円程度)
- 発行年限 10年債を発行予定

- 令和6年度のグリーン共同債の円滑な発行に向け、参加団体におかれては、今後発行に際して充当候補事業の選定等の事務にご協力願いたい。

<参考> グリーン共同債を充当可能な事業類型の例

【省エネルギーに関する事業】

公共施設等への省エネ性能の高い機器等導入(照明・信号機等のLED化、昇降機の整備、空調設備の整備)

【汚染の防止と管理に関する事業】

下水道施設の整備(汚水処理施設の整備、管渠の整備、広域化のための改修)

【気候変動に対する適応に関する事業】

河川護岸、洪水調整施設、砂防施設、治山施設等の整備